

議案第68号

つくば市税条例等の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年6月10日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市税条例等の一部を改正する条例

(つくば市税条例の一部改正)

第1条 つくば市税条例(昭和62年つくば市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって」に改め、同条第4項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第22条中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第22条の2第1項中「100分の12.3」を「100分の9.7」に改める。

第44条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」

の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第47条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第63条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第64条の2中「規定」の次に「の適用」を加える。

第65条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

附則第3条の2中「第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで)」の次に「及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「公益法人等(同条第6項から第10項まで)」を「公益法人等(同条第6項から第11項まで)」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第26条第1項中「第18条及び第21条」を「第18条第1項及び第2項並びに第21条」に改める。

附則第26条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第26条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「,同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については,当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に,その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第34条から第35条までを削る。

附則第36条を附則第34条とし,附則第37条を附則第35条とする。

(つくば市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 つくば市税条例の一部を改正する条例（平成25年つくば市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第27条の5を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第33条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第2号中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改め、「改正規定」の次に「（附則第27条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附則第2条第1項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」に改め、同条第2項中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第64条の2の改正規定 公布の日

(2) 第1条中附則第3条の2及び第26条の3第2項の改正規定、附則第34条から第35条までを削る改正規定並びに附則第36条を附則第34条とし、附則第37条を附則第35条とする改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 平成27年1月1日

(3) 第1条中第13条第2項、第44条第2項及び第47条第1項の改正規定並びに次条第5項の規定 平成28年4月1日

(4) 第1条中附則第26条第1項及び第26条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日

(5) 第1条中第63条及び第65条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 新条例附則第3条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第26条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例附則第26条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第26条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

6 新条例第22条、第22条の2の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税に適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

つくば市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 月 日

つくば市長

つくば市条例第 号

つくば市税条例等の一部を改正する条例

(つくば市税条例の一部改正)

第1条 つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第4項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第22条中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第22条の2第1項中「100分の12.3」を「100分の9.7」に改める。

第44条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「、法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第47条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第63条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第64条の2中「規定」の次に「の適用」を加える。

第65条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

附則第3条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第26条第1項中「第18条及び第21条」を「第18条第1項及び第2項並びに第21条」に改める。

附則第26条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第26条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「, 同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については, 当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に, その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第34条から第35条までを削る。

附則第36条を附則第34条とし, 附則第37条を附則第35条とする。

(つくば市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 つくば市税条例の一部を改正する条例（平成25年つくば市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第27条の5を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第33条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第2号中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改め、「改正規定」の次に「(附則第27条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)」を加える。

附則第2条第1項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)」に改め、同条第2項中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第64条の2の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中附則第3条の2及び第26条の3第2項の改正規定、附則第34条から第35条までを削る改正規定並びに附則第36条を附則第34条とし、附則第37条を附則第35条とする改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中第13条第2項、第44条第2項及び第47条第1項の改正規定並びに次条第5項の規定 平成28年4月1日
- (4) 第1条中附則第26条第1項及び第26条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日
- (5) 第1条中第63条及び第65条の改正規定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 新条例附則第3条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第26条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例附則第26条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第26条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

6 新条例第22条、第22条の2の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税に適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。